

# 「東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(素案)

(平成30年度～32年度)

「東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(素案)は、計画の基本理念であります「支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され 健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和」の実現を目指し、高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するための計画としまして策定するものであります。

このたび、「東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(素案)をとりまとめましたので、お知らせするとともに、市民及び事業者等の皆様から広くご意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

## 1 目的

この計画は、東大和市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、団塊世代が後期高齢期を迎える平成37年(2025年)を見据え、平成30年度から平成32年度までの3年間の施策の考え方及び目標を定めるものであります。

また、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体化し、「東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」として策定するものであります。

## 2 内容

基本事項の主なものとして下記の事項を記載しています。

### 【理念と目標】

- ◎計画の理念
- ◎計画の目標
- ◎重点プラン

### 【高齢者等の状況】

- ◎高齢者の状況
- ◎日常生活圏域の設定
- ◎アンケート調査からみた高齢者等の状況

### 【高齢者福祉・介護保険事業施策の総合的展開】

- ◎地域包括ケアシステムの実現
  - ・推進体制の確立(強化)

- ・在宅医療と介護の連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援体制整備の推進
- ◎包括的な相談・支援体制の充実
  - ・高齢者ほっと支援センターの機能強化
  - ・支え合う仕組みづくりの推進
  - ・介護者への支援
- ◎健康づくり・介護予防の推進
  - ・健康づくりの推進
  - ・社会参加・生きがいつくりの推進
  - ・介護予防・重度化防止の推進
- ◎介護保険サービスの充実・強化
  - ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
  - ・居宅・地域密着・施設サービスの充実
  - ・サービスの質の確保・向上
- ◎住まい・日常生活支援の充実
  - ・安心できる住まいの確保
  - ・生活支援の充実
  - ・権利擁護の充実
  - ・災害・交通安全・防犯体制の充実

#### 【サービス利用の見込み】

- ・介護保険事業（サービス利用量：推計中）

#### 【介護保険制度の円滑な運営】

- ・標準給付見込額（サービス利用量確定後に試算）
- ・第1号被保険者の保険料基準額の算定（諸数値確定後に試算）
- ・介護保険事業の円滑な運営

### 3 国における基本指針

平成30年4月1日に施行される「地域包括システムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」においては、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」が掲げられています。

特に『地域包括ケアシステムの深化・推進』では、「1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」、「2 医療・介護の連携の推進」、「3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進」といった取組が示され、これまで以上に市町村が保険者機能を強化し、要介護度改善に向けた具体的な成果を上げることや、医療と介護のさらなる連携、行政と地域住民が協働し、高齢者に限らず、障害のある人も含め、福祉的なサポートを必要とする人を地域で互いに支え合っていく

地域共生の仕組みづくりを推進していくことが求められています。

#### 4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本計画に利害関係があると認められる個人
- (7) 本計画に利害関係があると認められる法人等

#### 5 意見の提出期間

平成29年12月6日（水）から平成30年1月4日（木）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしてのご意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

#### 6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政案内 ⇒ 市政 ⇒ パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 福祉部高齢介護課（東大和市役所2階6番窓口）  
市内公民館・市内市民センター、総合福祉センターは～とふる

#### 7 市民説明会

第1回 平成29年12月22日（金） 午後1時～3時 中央公民館

第2回 平成29年12月23日（土） 午前10時～正午 市役所会議棟

第3回 平成29年12月23日（土） 午後1時30分～3時30分 市役所会議棟

※申込みは不要です。各回とも内容は同一で、手話通訳があります。

#### 8 意見の提出先、方法及び提出様式等

##### (1) 提出先

福祉部 高齢介護課（電話042-563-2111 内線1185）

##### (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 福祉部 高齢介護課（東大和市役所2階6番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市福祉部 高齢介護課宛
- ・FAX 042-563-5930
- ・電子メール Koureikaigo@city.higashiyamato.lg.jp

##### (3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 本計画に利害関係があると認められる個人  
利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 本計画に利害関係があると認められる法人等  
利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

## 9 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成30年1月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

## 10 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。